

2010 年度 連合岡山
政策・制度 要求と提言

連合岡山 政策専門委員会

はじめに

昨年8月の衆議院選挙では民主党が勝利をおさめ、悲願の政権交代が実現しました。私たちはこれまで民主党に対し様々な支援を行って参りましたが、連合が政治や選挙に取り組む最大の目的は、政策・制度の実現を通じて私たちが目指す社会～労働を中心とした福祉型社会～を構築することにあります。実際、連合は新政権発足後、政府・与党との間で緊密な政策協議を行う体制を整えました。連合の掲げる政策・制度が国の予算や法案に反映される可能性は格段に高まっています。しかし、それは同時に、連合の社会的責任が増し、その政策の中身がより厳しく吟味されることを意味します。私たちは、職場や地域の問題を的確に把握し、その解決に向けた政策を立案、実現する力を、これまで以上に磨いていかなければなりません。併せて、組織構成員（組合員）の利益代表という立場にとどまらない、未組織労働者を含む全ての働く者の代表として、より幅広い視野を持つことも求められています。

連合岡山は、連合の地方組織として、岡山県内11万人の働く仲間を組織しています。中央レベルの政権交代と、それに伴う連合が果たす社会的役割の変化を踏まえ、連合岡山としても、より幅広い視点から、建設的な政策を提起していく必要を感じています。当たり前のことですが、政策・制度要求は「要求すること」自体が目的ではありません。「実現させること」こそが最も重要です。失業率の高止まり、雇用・所得における二極化と格差拡大、働きながら子育てができる環境の未整備など、私たちの周りには課題が山積しています。働く者や生活者のための政策の優先順位を高め、地域から「労働を中心とした福祉型社会」を再構築していきたい、そういう問題意識をもって、この「政策・制度 要求と提言」を取りまとめました。

一方で、私たちは厳しい岡山県の財政状況も理解しています。「あれも、これも」と政策を羅列するだけでなく優先順位を明確にすることも必要でしょう。この「政策・制度 要求と提言」では重点政策を明示し、メリハリをつけた要求方式を採用しています。また、行政に対し一方的に要求するという姿勢だけでは十分な成果をあげられないかもしれません。私たち自身が、様々な分野で岡山県と連携し、ときには政策推進の主体となって課題解決をはかっていく必要があるとも考えています。私たちは、県内最大の労働組合組織として、政策実現に向けた責任ある対応を行っていきます。

この提案、提言が真摯に受け止められ、岡山県や県内の市町村の行政施策に具体的な落とし込まれることを期待します。

1. 2010 年度政策・制度 要求と提言の取り組み方

具体的な内容を提示する前に、本「政策・制度 要求と提言」の位置づけと連合岡山の政策制度要求の取り組みの考え方について整理します。

(1) 政策に裏打ちされた組織行動

- 連合は、「労働を中心とした福祉型社会」の実現に向けて、毎年「政策・制度 要求と提言」を取りまとめ、国・地方で働く人々の声が議会や行政に反映されるよう取り組んでいます。
- 各地方連合会、各地区協議会における「政策・制度 要求と提言」は、連合の掲げる「政策・制度」を地域レベルで実践していくとともに、当該地域の課題について働く人々の意見を集約し、課題解決に向けた具体的な提言や要求を行っていく組織活動です。
- 「政策・制度 要求と提言」の実現のために、連合本部、各地方連合会、各地区協議会は組織の力を結集し、職場・地域からその運動を盛り上げ、「力と行動」による政策の実現をめざしていきます。

(2) 「課題解決型」の取り組み

- 連合岡山の「政策・制度 要求と提言」は、原則、具体的な政策実現、すなわち予算措置や条例制定など、具体的な行政執行への反映を目的として実施します。
- 政策のタームとして中長期的な取り組みが求められる項目については、当該課題に関する県当局のビジョンや姿勢を明示させるなど、「課題解決」に繋がる回答を得ることを目指します。
- 要求書の「提出」「回答」をもって終了とするのではなく、課題解決に向けた取り組み状況を確認し、その結果をフォローしていく活動を重視します。
- このような取り組みを実現させていくために、県当局と定期的な意見交換や進捗確認を行い、また、必要に応じて民主県民クラブと連携して議会での議論に反映させるなど、年間を通じた継続的な取り組みを行います。

2. 重点政策の設定について

上記のような基本的認識を踏まえ、今年度の「政策・制度 要求と提言」は、以下の考え方にもとづき実行していきます。

(1) これまでの経緯

連合岡山の政策制度要求は、加盟構成組織や各地域、地区の協議会から出された提案を幅広く盛り込むことにより、官民や産業の枠を超え、職場や地域の「現場の声」を県政に反映させることを重視してきました。しかし、多種多様な声を

集約しまとめるだけでは「総花的な要求項目の羅列」になってしまい、政策の優先順位やポイントが不明瞭になるという問題がありました。そこで、2008年度から、具体的な要請書の策定にあたっては独自の基準により「重点政策」を絞り込み、当該年度の最重要課題として位置づけ、「一般政策」と区分して問題提起することで要求内容にメリハリをつけてきました。

(2) 2010年度の位置づけ

昨年の政権交代以降、連合は政府首脳や各省庁の政務三役、民主党の幹事長室や政策調査会とより緊密な政策協議を行っており、連合の要求、提案が国の予算や法案に反映される環境が整いつつあります。政権交代により、連合の掲げる政策制度が社会的な影響力を増していることは間違いありません。

このような政権交代後の環境変化を踏まえ、連合岡山の2010年度の「政策制度 要求と提言」は、働く者の声を行政に届けることに留まらず、政策の実現をめざした運動として進化させていきたいと考えます。とりわけ「重点政策」として掲げた政策については、県当局との政策協議や県議会議論等を通じて次年度の予算や行政執行に反映させていくことを念頭に取り組みを強化します。

(3) 設定基準

- ①連合の掲げる最重要課題、重点政策の政策項目と合致していること。
- ②岡山県の地域課題の中で、政策課題としての重要度、緊急度が高く、早急に行政や議会の対応が求められる項目であること。
- ③地域の成長、発展に寄与し、「労働者」はもちろん、「県民」「生活者」が直接・間接を問わず幅広く利益や便益を享受できる項目であること。
- ④提言、要求の内容に関し、組織内議員団や関係諸団体と連携し、今後の議会議論等を通じて予算や行政執行に反映させることを念頭に置いた、現実的な政策であること。

重点政策

【提起している政策分野】

- 地域成長戦略
- 環境政策
- 教育政策
- 子育て支援策（ワーク・ライフ・バランス）

○地域成長戦略

【背景・環境認識】

「労働を中心とした福祉型社会」を構築していくためには、日本経済の安定的・持続的な成長が不可欠であり、新たな需要と雇用の創出や所得の再配分機能の強化などにより、内需主導型で安定的に名目成長が実現できる経済成長システムとすることで、デフレを脱却し消費拡大・景気回復へと繋げていく必要がある。くわえて成長著しいアジア諸国をはじめとした外需を取り込み成長の糧としていくことも重要である。そのためには、政府が示した成長戦略を着実に推進するとともに、中小企業・地場産業などの地域に根ざした雇用創出・人材育成、地域活性化を含めた取り組みを行っていく必要がある。

連合岡山は、リーマンショック後の不況に際し、岡山県や労働局に対し緊急雇用対策に関する要請や提言を繰り返し、一定の成果に繋げてきた。雇用政策は、短期・緊急の雇用確保と中長期的な雇用創出の両面から考える必要があるが、本「政策・制度 要求と提言」では、後者の視点から地域経済の成長戦略に関する提言を行う。

【具体的な政策】

提言	1. 岡山県が管理する特定重要港湾・水島港が、国土交通省港湾局が公募する「国際バルク戦略港湾」に選定されるよう、政府をはじめ関係部門への働きかけを強化すること。併せて鉄鋼石など穀物以外のバルク品目についても検討を行うとともに、航路の深度だけでなく夜間入港規制、航路の確保なども含め、提案内容を総合的に検討すること。
----	---

提言	2. 中長期的に雇用を創出・拡大するためには、地域経済の活性化は不可欠である。岡山県の持つ強みや資源を検証し、国が進めている総合特区制度を活用して、地域に新たな産業を育成すること。
----	--

○環境政策

【背景・環境認識】

気候変動の影響により、世界各地で自然災害が連続しており温室効果ガスの排出がこの一要因として考えられる。今後、中国をはじめとする新興国が更に経済発展をとげれば、より温室効果ガスの排出量が増し、気候変動による自然災害は、人的被害を含めてより広範囲となることが懸念される。このような状況を踏まえ、世界的に温室効果ガス排出量の抑制対策が求められているが、岡山県においても、生活における省エネの推進等、県民の環境意識を高め、職場・家庭・地域等での環境問題に対する取り組みを強化する必要がある。

また、水島地区の自動車メーカーで世界初の量産型電気自動車が製造されており、同地区がこの分野における最先端技術の集積地として注目されている。今後、地域経済をけん引する成長産業へと発展させていくためにも、岡山県が率先して電気自動車をはじめとした低公害車の普及に取り組むことが求められている。

【具体的な政策】

提 言	3. 低公害車の普及を促進していくために、岡山県独自の優遇措置を講じること。 また、「岡山県電気自動車等普及推進協議会」の取り組み方針を踏まえ、電気自動車普及の基盤となるインフラ整備などを県として強力に推進すること。
--------	---

○教育政策

【背景・環境認識】

日本の小中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中学校82%となっている。子どもたちは様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム（※1）、中1ギャップ（※2）への対応も必要となっている。一人ひとりに丁寧な対応を行うには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準の維持向上がされなければならない。

（※1）小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状況が数カ月継続すること。

（※2）中1ギャップ

小学校から中学校1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校になったり、いじめが増発する現象。

【具体的な政策】

提 言	4. 教育委員会は、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育ができるように、児童生徒支援加配を含めた少人数学級の実現と県独自の教職員定数拡充に引き続き努力すること。
--------	---

○子育て支援策（ワーク・ライフ・バランス）

【背景・環境認識】

仕事と家庭の両立支援策を充実させるため、育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）が改正され、2010年6月30日より施行されている（ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については2012年6月30日より施行）。

我が国では少子化が進行しているが、少子化の急速な進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を及ぼす。持続可能で安心できる社会を作るためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造を解消し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図ることが必要不可欠である。全ての事業主が法改正の趣旨を踏まえ、労働者の長時間労働の抑制等仕事と生活の調和策を進めるとともに、特に、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について仕事と家庭の両立支援を進めていくことが重要である。

【具体的な政策】

提 言	5. 岡山県は岡山県労働局と連携して県内で事業を展開する事業主に対し、改正育児・介護休業法の内容を広く普及するとともに、その趣旨に則った運用がなされるよう働きかけを行うこと。
--------	---

一般政策

【政策分野】

- 税制改革
- 雇用労働政策
- 産業政策
- 福祉・社会保障政策
- 国土・住宅政策
- 交通政策
- 情報通信政策
- 消費者政策
- 行政・司法改革
- 教育政策
- 子育て支援策（ワーク・ライフ・バランス）

《税制改革》

提 言	6. 2011年1月より、所得税に関わる扶養控除と特定扶養控除の制度改正が行われ、2012年度分より、地方住民税に関わる扶養控除と特定扶養控除の制度改正が行われる。県として、制度改正の内容とともにその政策意義などを含め、県民への周知・広報活動を行うこと。
--------	---

《雇用・労働政策》

提 言	7. 地域における緊急雇用対策の推進母体として、関係自治体・関係機関・労働界・産業界・教育界・NPOなどが参加する、「地域雇用戦略会議（仮称）」の設置にむけた取り組みを推進すること。また、この会議を通じ、市民をはじめとする様々な主体との対話を積極的に進め、地域において関係者が一体となった早期の雇用確保に繋げること。
--------	--

提 言	8. 県は、国と連携し、また、経済界や高校、大学等の教育機関と連携して県内における就職支援、とりわけ、若年労働者の失業率の改善に向けた取り組みを強化すること。また、職業訓練についても、関係機関等と連携してその体制強化を図ること。
--------	--

提 言	9. 介護・福祉、農林水産業、NPOに代表される社会的企業など、地域雇用の創出につながる分野を育成・活性化するために、必要な職業訓練費用、研修・受講料の補助などの就労支援に関する環境整備を行うこと。
--------	---

提 言	10. 企業が労働法令を遵守するよう、労働局と連携して啓発を行うこと。
--------	-------------------------------------

提 言	11. 2010年7月からの外国人研修・技能実習制度の大幅改定に適正に対応できているか、県、中小企業団体中央会、労働基準監督署及び入国管理局が連携・協力してチェックするとともに、情報交換を行い適正な実施を促進すること。
--------	---

提 言	12. 改正障害者雇用促進法の内容について事業主及び公的機関に対する周知を徹底するとともに、法定雇用率を達成していない事業主に対する働きかけを強化すること。
--------	--

提 言	13. 自治体の工事や業務委託の入札・契約にかかわる公契約条例を制定する。その際、労働関係法の遵守、社会保険の全面適用、適正な賃金水準および労働条件の確保等について条項を設けること。
--------	---

提 言	14. 県は職員数の純減（定数削減）を進めているが、行政サービスのレベルが低下しないよう、将来の組織や体制を見据えつつ一定の新規採用者を計画的に確保すること。
--------	---

《産業政策》

提 言	15. 我が国のものづくり産業を支える中小企業の人材育成、技能の伝承・継承の充実をはかるため、産業界や高校、大学等の教育機関と連携し人材育成の仕組みづくりを推進すること。
--------	---

《福祉・社会保障政策》

提 言	16. 「保健医療計画」や「医療費適正化計画」等、医療提供体制に関わる計画の内容について、全国健康保健協会による都道府県別の医療費や検診データを活用するなど実態に基づく活用を進め、医師や看護職の適正配置等、改善がはかられていない課題があれば、速やかに見直しを行うこと。特に、病院勤務医、中山間地域の医師不足等については、財政措置を含めた実効性ある対策を講じること。
--------	--

提 言	17. 公立病院「改革プラン」の実行にあたっては、経営効率化の観点からだけではなく、必要な医療が安定的に提供できる医療提供体制の維持・構築を最優先し、財政支援も含めて、住民の安心・安全、利便性が損なわれないものとする。
--------	---

提 言	18. 過疎地の自立促進を図るために、赤字の路線バスの運行支援、市町村が運営するコミュニティバスや乗り合いタクシーなどの交通サービスへの補助、地域医療の充実などソフト面での支援措置を講ずること。
--------	---

提 言	19. おかやま緊急サポートネットワーク（病児・緊急預かり基盤対応整備事業）の「病児・緊急預かり」は、2011年3月で事業が終了するため、今後はファミリー・サポート・センター等で病児・緊急預かりが実施されるよう体制を整える必要がある。 ファミリー・サポート・センター及び当該市町村に対して、万全の準備を進めるように働きかけること。また、ファミリー・サポート・センターが設置されていない地域においても、子ども預かりや病児・緊急預かり等は全ての住民が受けられるようにすること。
--------	---

提 言	20. 中小企業勤労者の福利厚生充実のために設立された「中小企業勤労者福祉サービスセンター」に対する国庫補助が、2011年3月末で廃止となる。各サービスセンターは、サービス内容の拡充による会員拡大やコスト削減等で自立化をはかろうとしているが、補助金に頼らない独立運営は容易なことではない。当該市は国庫補助が打ち切られても、暫くの間はサービスセンターへの補助は継続するようであるが、県としても独自の支援を検討すること。
--------	--

《国土・住宅政策》

提 言	21. 災害に強いまちづくりを推進するため、「改正耐震改修促進法」（2006年）に定める「2015年までに建築物の耐震化率を少なくとも90%に引き上げる」という目標達成に向け、実効ある耐震改修促進計画を策定すること。また、公共施設（病院・学校）の耐震化や、老朽化した橋梁・上下水道管等の維持管理を適切に推進すること。 加えて、耐震改修促進計画の計画期間では、策定状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目処に耐震化の目標等を見直すところがあるが、進捗状況を明らかにするとともに見直す内容について明らかにすること。
--------	--

《交通政策》

提 言	22. 平成18年6月より違法駐車取り締まりの使用者責任強化と民間委託がスタートし、違法駐車対策として効果をあげているが、岡山市内の高島屋前、ビックカメラ前、岡山駅前商店街西川入口付近、シンフォニー前では依然としてタクシーの違法駐車が目立ち、客待ちの車列が出来ることが常態化している。恒常的に違法駐車を繰り返している個人タクシー、特定業者への取り締まりを更に強化されたい。 また、違法駐車の背景には、規制緩和によりタクシーの台数が増えたにも関わらず、タクシー・ベイが少ないままという現状がある。県として、タクシー・ベイの増設について関係方面へ働きかけを行うこと。
--------	--

提 言	23. 路面電車の軌道敷内通行禁止やバス専用レーン等の活用により、公共交通機関の定時性を確保することで、自家用車利用と市街地交通機関利用とのバランスの確保をはかる。また、その定着によりLRTの導入空間としての道路利用を推進すること。
--------	--

《情報通信政策》

提 言	24. 地上デジタル放送への移行時期が間近に迫る中、移行時の混乱を極力回避するための徹底した広報・啓発活動を、民間事業者や市町村と連携して行うこと。また、特に山村地域などの条件不利地域における難視聴を解消するための施設整備や、共聴施設の改修等に要する支援措置を、促進・充実させること。
--------	--

《消費者政策》

提 言	25. 完全施行となった「改正貸金業法」の内容や注意点を知らない一般の利用者は多いと想定できる。県としても改正貸金業法の内容について、広く県民に対し広報活動を行うこと。また、ヤミ金業者の復活が懸念されるため、ヤミ金融撲滅に向けた諸施策を更に強化すること。併せて、既存の多重債務者の支援は、引き続き県・市町村が連携して着実に実行すること。
--------	--

提 言	26. 国は昨年9月に消費者庁を発足し、消費者委員会も稼働するなど消費者行政の重要性はますます高まっている。消費生活センターは全市町村が設置するようにはたらきかけを行うこと。また、消費者行政活性化計画の進捗状況や地方消費者行政活性化基金の今後の活用について、明らかにすること。
--------	--

提 言	27. 「高校生のための消費者教育研修事業」は、研修実施高等学校の拡大のために引き続き支援すること。
--------	--

《行政・司法改革》

提 言	28. 住民自らが地域課題の抽出に取り組み、創意工夫のもと、地域づくりが行われるよう、リーダーとなる人材等の育成等に取り組むこと。 また、住民とのコミュニケーションによる魅力ある地域づくりに向け、職員の資質向上に努めること。
--------	---

提 言	29. 岡山県における公共サービス基本条例を制定すること。
--------	-------------------------------

《教育政策》

提言	30. 教育委員会は、子どもの成長段階に応じて、働く者の権利やワークルール、労働組合の必要性等、「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育を行うこと。また、参政権や生存権、税や社会保障、食・農業・環境・エネルギー・消費行動等、自立した社会人としての必要な知識・意識を身につけるためのキャリア教育を充実させること。また、小・中・高校の学校教育において、職業意識の高揚をはかる、企業見学等のカリキュラムを充実させること。
----	--

提言	31. 文部科学省によれば、2008 年度に精神疾患で休職している公立学校教員は 5,400 人で増加の一途をたどっている。(2001 年度比約 2 倍)。要因は様々であるが、教育をめぐるストレスの蓄積が背景にあると指摘されているので教職員へのサポート体制と条件整備を行うこと。
----	---

《子育て支援策（ワーク・ライフ・バランス）》

提言	32. 「新岡山いきいき子どもプラン」の取り組みの成果、総括について説明していただきたい。また、新たに策定された「岡山いきいき子どもプラン 2010」の実現に向けた取り組みを推進すること。また、児童相談所の体制整備や学童保育の充実に取り組むこと。
----	---

提言	33. 2011 年度から 5 年計画で策定される「第 3 次おかやまウイズプラン（仮称）」について、「新おかやまウイズプラン」の検証をもとに引き続き施策や方針決定過程へ女性の参加を促進するポジティブ・アクションを積極的に盛り込む等、実効性を高めること。
----	---

以上

2010年度連合岡山政策・制度要求と提言に対する回答書

平成22年11月 岡山県

目 次

◎政策・制度要求と提言(33項目)

<重点政策>

地域成長戦略	1・2
環境対策	3
教育政策	4
子育て支援策（ワーク・ライフ・バランス）	5

<一般政策>

税制改革	6
雇用・労働政策	7～14
産業政策	15
福祉・社会保障政策	16～20
国土・住宅政策	21
交通政策	22～23
情報通信政策	24
消費者政策	25～27
行政・司法改革	28～29
教育政策	30～31
子育て支援策（ワーク・ライフ・バランス）	32～33

2010年度連合岡山政策・制度要求と提言に対する回答書

重点政策

《地域成長戦略》

- 1 岡山県が管理する特定重要港湾・水島港が、国土交通省港湾局が公募する「国際バルク戦略港湾」に選定されるよう、政府をはじめ関係部門への働きかけを強化すること。併せて鉄鋼石など穀物以外のバルク品目についても検討を行うとともに、航路の深度だけでなく夜間入港規制、航路の確保なども含め、提案内容を総合的に検討すること。

【回答】（土木部）

水島港が「国際バルク戦略港湾」に選定されれば、国による港湾整備への重点投資により、大型船の入港が可能となり、輸送コストの縮減のみならず、食料や飼料の安価かつ安定的な確保や我が国の畜産業の振興を下支えする。さらには、水島港への生産設備の移転や関連産業の新規立地、雇用創出や地域経済の活性化などの波及効果も期待できることから、水島港の選定に向け、機会あるごとに水島港の選定のメリットをアピールし、政府をはじめ関係部門への働きかけを強化していくこととしている。

穀物以外の応募品目である鉄鉱石について、水島港は福山港と連携して応募したところである。

また、鉄鉱石や穀物以外にも、水島港では多くの品種を取り扱っていることから、他のバルク品目についてもコストメリットが生じることが十分期待されるため、企業ヒアリング等によりその効果を精査し、次回プレゼンテーションでは、これら他品目での効果もアピールすることとしている。

提案内容については、既に、航路の深度確保などハード施策のみならず、水島港を航行する船舶に係る種々の規制緩和などソフト面の施策も併せた提案を行っているが、今後、ユーザー等との協議を踏まえ、より有効な提案内容となるよう、総合的に検討してまいりたい。

- 2 中長期的に雇用を創出・拡大するためには、地域経済の活性化は不可欠である。岡山県の持つ強みや資源を検証し、国が進めている総合特区制度を活用して、地域に新たな産業を育成すること。

【回答】（産業労働部）

県では、活力ある本県産業の形成に向けて、地域の特性に応じた地場産業の活性化や、水島コンビナートの国際競争力強化などに市町村や産業支援団体等と連携して取り組んでいる。

また、本県経済を支える新しい産業基軸の構築を目指し、ものづくり重点4分野（超精密生産技術、バイオ、医療・福祉・健康、環境）を中心に、産学官連携により岡山版産業クラスターの形成を推進するとともに、ベンチャー企業の育成に取り組んでいるところである。

この度の、総合特区制度のアイデア募集に際しては、本県の優位性や先駆的取組を生かすことが可能な

- (1) 「ハイパーコンビナート水島特区」
- (2) 「岡山グリーンバイオマス特区」
- (3) 「革新的医療フロンティア岡山特区」

の3つの案を国に提案した。

今回はアイデア募集のみだが、来年度、正式募集が行われ、特区に指定、認定されて、狙い通りの規制緩和や支援措置が講じられることとなれば、産業活動の活性化等が期待でき、県経済の発展につながるものと考えている。

《環境政策》

3 低公害車の普及を促進していくために、岡山県独自の優遇措置を講じること。また、「岡山県電気自動車等普及推進協議会」の取り組み方針を踏まえ、電気自動車普及の基盤となるインフラ整備などを県として強力で推進すること。

【回答】（環境文化部）

県では、地球温暖化防止対策の一環として、昨年10月に決定した岡山県電気自動車等普及推進協議会の取組方針に基づき、電気自動車や充電設備の導入支援及び公用電気自動車を利用したカーシェアリング事業等を実施している。

本年度は、電気自動車を購入する個人や事業者等に対して1台当たり20万円（9月29日時点で終了）、また利用者を特定しない駐車場に200V以上の充電設備を設置する者に対し、10万円を上限に設置工事費の1/4をそれぞれ補助し、導入の支援をしている。

県は、本年5月の第3回鳥取・岡山両県知事会議合意事項に基づき、鳥取県と連携した電気自動車の普及促進策を部局横断的に検討するプロジェクトチームを設置し、鳥取県との観光連携をはじめ、地域活性化等の様々な観点から検討を進めているところである。

このプロジェクトチームでは、電気自動車普及のための5つの戦略や施策の行程表など、11月1日に検討結果を取りまとめたところであり、お話の充電インフラ整備を含め、電気自動車の普及に向けた施策を積極的に実施することとしている。

（参考）EV普及のための5つの戦略—11月1日報告資料より—

- ①計画的・戦略的な充電器の設置、②EV観光の普及・環境整備、
- ③民間事業者との連携、④EV利用のインセンティブ付与・利便性向上、
- ⑤継続的・広域的な推進体制の構築

《教育政策》

4 教育委員会は、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育ができるように、児童生徒支援加配を含めた少人数学級の実現と県独自の教職員定数拡充に引き続き努力すること。

【回答】（教育庁）

現在、岡山県では小学校5年生以上の学年について、学級編制の弾力化（一部少人数指導との選択実施）を行っている。

来年度の国の概算要求では、小学校1・2年生で35人学級を実現することとしているところであり、現在、その動向を注視しているところである。

小中学校できめ細かな指導を行うためには、35人学級の拡充が重要であり、少人数学級等については、国の動向や現在の県の実施状況、市町村教育委員会等の意見を踏まえながら、必要な定数を確保してまいりたい。

《子育て支援策（ワーク・ライフ・バランス）》

- 5 岡山県は岡山県労働局と連携して県内で事業を展開する事業主に対し、改正育児・介護休業法の内容を広く普及するとともに、その趣旨に則った運用がなされるよう働きかけを行うこと。

【回答】（産業労働部）

仕事と家庭の両立が実現するためには、各事業所において法改正の趣旨を踏まえた運用がなされることが重要である。

県では、これまでも岡山労働局と連携して、ガイドブックや広報誌の発行・配布、セミナーの開催等により、法律の内容や、子育てや介護に係る支援体制等についての周知を行っているところであるが、今後も、仕事と家庭の両立が可能な社会の実現のため、工夫をこらしながら一層の普及啓発を推進してまいりたい。

一般政策

《税制改革》

- 6 2011年1月より、所得税に関わる扶養控除と特定扶養控除の制度改正が行われ、2012年度分より、地方住民税に関わる扶養控除と特定扶養控除の制度改正が行われる。県として、制度改正の内容とともにその政策意義などを含め、県民への周知・広報活動を行うこと。

【回答】（総務部・県民生活部）

今回の所得税及び個人住民税に関わる制度改正については、県民生活への影響が大きいことから、県としては、国や市町村と十分連携を図りながら、県のホームページ、広報誌の他、テレビ、ラジオ、新聞等を活用し、県民への周知を図ってまいりたい。

《雇用・労働政策》

- 7 地域における緊急雇用対策の推進母体として、関係自治体・関係機関・労働界・産業界・教育界・NPOなどが参加する、「地域雇用戦略会議（仮称）」の設置にむけた取り組みを推進すること。また、この会議を通じ、市民をはじめとする様々な主体との対話を積極的に進め、地域において関係者が一体となった早期の雇用確保に繋げること。

【回答】（産業労働部）

本県には、県労働問題懇談会、おかやま新卒者就職応援本部など、労使団体や学識経験者、教育機関、県・労働局等で構成し、雇用・労働政策について意見交換する会議等が既に複数設置されており、それらの会議との整合や国の動向を踏まえながら適切に対応してまいりたい。

8 県は、国と連携し、また、経済界や高校、大学等の教育機関と連携して県内における就職支援、とりわけ、若年労働者の失業率の改善に向けた取り組みを強化すること。また、職業訓練についても、関係機関等と連携してその体制強化を図ること。

【回答】（産業労働部）

厳しい状況が続く新規学卒者の就職について、行政、経済団体、教育機関、労働組合が課題や情報の共有、意見交換等を行い、相互に連携を密にして、各種就職支援事業に取り組み、県内企業への就職促進に資するため、5月31日に「おかやま新規学卒者就職応援協議会」を設置し、7月に高校生、9月に大学生等を対象に、就職活動ワークショップ、企業情報交換会、合同就職面接会などを行う就職活動サポート事業を構成団体と連携して実施し、新規学卒者の就職支援に取り組んでいるところである。

なお、当協議会は、国の「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（9月10日閣議決定）を踏まえ、岡山労働局長を本部長とする「おかやま新卒者就職応援本部」に発展改組し、「オール岡山」で新規学卒者の就職支援をより充実させていくこととしている。

また、若者の就職支援については、おかやま若者就職支援センターにおいて、就職や職業についての悩みを持つ若者に対し、きめ細やかなカウンセリング等による支援を行っているところであるが、今後、カウンセリング機能の拡充や若者と企業とのマッチング機会のさらなる確保等に取り組むこととしており、経済界、教育機関、労働組合等で構成するセンター運営協議会における協議も踏まえながら、事業の効果的な実施を図ってまいりたい。

職業訓練については、本県では、若年者・離転職者等を対象として職業訓練を行う県立高等技術専門校のほかに、雇用・能力開発機構が離転職者に対し短期職業訓練を行う岡山職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、同機構が高校卒業者を対象に高度・先端的な職業訓練を行う中国職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）、障害のある人を対象に職業訓練を行う国立吉備高原職業リハビリテーションセンターが職業訓練を実施しており、今後とも、各機関の相互連携と役割分担のもとに、就職支援を含め体制強化に努めてまいりたい。

9 介護・福祉、農林水産業、NPOに代表される社会的企業など、地域雇用の創出につながる分野を育成・活性化するために、必要な職業訓練費用、研修・受講料の補助などの就労支援に関する環境整備を行うこと。

【回答】（産業労働部）

県立高等技術専門校においては、施設内での職業訓練に加え、求人・求職ニーズに迅速に対応できるよう、民間教育機関等を活用した職業訓練を実施しており、平成22年度においては求人ニーズが高いと思われる介護・IT分野の職業訓練を拡充して実施しており、今後とも充実に努めていきたい。

なお、教科書、作業服等の経費を除き授業料は無料としており、公共職業安定所長の指示を受けて受講した場合は、雇用保険の失業給付や訓練・生活支援給付金（雇用保険を受給できない方が一定の要件を満たした場合）が受給できるものである。

地域雇用の創出につながる分野の育成・活性化に向け、介護・農林・地域社会雇用などの分野については、緊急雇用創出事業を活用し、新たな雇用機会の創出や地域のニーズに応じた人材の育成に重点を置き取り組んでいるところである。

また、農林業の担い手の育成を図るため、市町村・関係団体等と協働し、実務研修等からなる就農促進トータルサポート事業やニューフォレスター育成支援事業等を実施するとともに、社会的課題の解決を図るソーシャルビジネスを振興するため、中国地域の協議会等と連携しな

がら、担い手育成のための講座開催等に取り組んでいる。

10 企業が労働法令を遵守するよう、労働局と連携して啓発を行うこと。

【回答】（産業労働部）

労働法令の遵守に当たっては、労働局に所属する労働基準監督署の労働基準監督官が、各企業に対し、巡回、指導監督等を行っているところであるが、県としても、ホームページなどにより法令、制度の周知・啓発に努めているところであり、今後とも労働局との連携を図りながら、法令の遵守や適正な運用が保たれるよう努めてまいりたい。また、労働者については、若者に対して「わかもの就職支援ガイド」、「働く若者サポートガイド」などの冊子の作成・配布や、同内容をホームページにより提供を行うほか、若者就職支援センターなどを活用して労働法令の周知を行っている。

11 2010年7月からの外国人研修・技能実習制度の大幅改定に適正に対応できているか、県、中小企業団体中央会、労働基準監督署及び入国管理局が連携・協力してチェックするとともに、情報交換を行い適正な実施を促進すること。

【回答】（産業労働部）

外国人技能実習制度の適正化への対応についてであるが、技能実習生を受け入れている事業協同組合等に対して、県は中小企業団体中央会と連携・協力し、中小企業等協同組合法に基づき、定款変更等、組合の運営を適正に行うよう指導しており、入国管理局及び県では、法令に違反する疑いがある場合等には、相互に情報交換することとしている。

厚生労働省においても、外国人労働者への職業紹介、外国人労働者の雇用管理の改善へ向けた事業主への指導を行っている。

また、県中小企業団体中央会では、該当組合を対象とした研修会の開催や巡回訪問により、改定内容等の周知を図るとともに、社会保険労務士の無料派遣による就業規則の見直しや、受入に伴う労働・雇用に関する相談等の支援にも取り組んでいる。

今後とも、関係機関との連携・協力を一層強化し、制度の適正な実施を促進してまいりたい。

12 改正障害者雇用促進法の内容について事業主及び公的機関に対する周知を徹底するとともに、法定雇用率を達成していない事業主に対する働きかけを強化すること。

【回答】（産業労働部）

改正障害者雇用促進法の内容については、岡山労働局等と連携し、研修会等において説明するとともに、職場開拓等を行っている障害者就労支援員を通じて周知に努めているところである。

また、企業に対しては、「ワークフェア・インおかやま」を開催し、障害のある人の雇用促進の普及・啓発を図ったほか、障害者就労支援員により法定雇用率の達成に向けた働きかけを行っているところである。さらに、今年度は、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、適切な相談・助言等を行うため、「障害者雇用促進アドバイザー制度」を創設している。

今後とも岡山労働局等と連携し、法定雇用率の達成に向けた取組を進めてまいりたい。

13 自治体の工事や業務委託の入札・契約にかかわる公契約条例を制定する。その際、労働関係法の遵守、社会保険の全面適用、適正な賃金水準および労働条件の確保等について条項を設けること。

【回答】（総務部）

公契約条例の制定については、賃金などの労働条件の基準は労働関係法令で定められ、労使間の自主的な決定が原則とされていることから、こうしたこととの関係も含め、国における公契約に係る議論の動向等を把握しながら、適切に対応したいと考えている。

14 県は職員数の純減（定数削減）を進めているが、行政サービスのレベルが低下しないよう、将来の組織や体制を見据えつつ一定の新規採用者を計画的に確保すること。

【回答】（総務部）

知事部局等の職員数については、県民サービスへの影響に配慮しながら、事務事業などの見直し、簡素で効率的な組織体制の整備、仕事のやり方の見直しや事務改善などにより、業務量に見合った適正な職員配置に努めた上で職員の純減を図ることとしているが、新規採用者については、今後の退職者数の動向など長期的な見通しも考慮しつつ、毎年度の採用者を計画的に確保するよう努めてまいりたい。

《産業政策》

15 我が国のものづくり産業を支える中小企業の人材育成、技能の伝承・継承の充実をはかるため、産業界や高校、大学等の教育機関と連携し人材育成の仕組みづくりを推進すること。

【回答】（産業労働部・教育庁）

本県産業の継続的な発展・拡大を図るため、産業人材の確保・育成における諸課題の解決に向けて、平成19年度に策定した「おかやま産業人材育成プラン」に基づき、企業、教育機関、職業能力開発機関など産業人材の確保・育成に携わる関係機関が緩やかな連合体（コンソーシアム）を組織し、産業・教育・訓練などの現場が抱える課題について意見交換を行うとともに、具体的な課題毎にワーキンググループを立ち上げその解決に向けた取組を行っている。

今後とも、人材育成や技能の伝承等に取り組む産業支援機関や教育機関等との連携を図りながら一層の推進に努めていきたい。

《福祉・社会保障政策》

16 「保健医療計画」や「医療費適正化計画」等、医療提供体制に関わる計画の内容について、全国健康保険協会による都道府県別の医療費や検診データを活用するなど実態に基づく活用を進め、医師や看護職の適正配置等、改善がはかられていない課題があれば、速やかに見直しを行うこと。特に、病院勤務医、中山間地域の医師不足等については、財政措置を含めた実効性ある対策を講じること。

【回答】（保健福祉部）

「保健医療計画」等を策定する際には、人口動態統計、医療施設調査、病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査、病院看護職員調査、都道府県別の医療費や検診率等をはじめとする各種データを活用しながら、現状を分析し、医師や看護職員等の地域や診療科による偏在などの課題を抽出し、課題を解決するための施策を計画に盛り込み、関係団体等と連携しながら取り組んでいるところである。

特に、病院勤務医については、救急や産科等に従事する医師に対する手当等への補助を行っているほか、中山間地域の医師不足については、医学部地域枠の拡充、岡山大学への寄付講座の設置等のほか、NPO法人と連携し、研修医等の県内医療機関への就職を支援する事業などに取り組み、地域に必要な医師の育成や確保を図っているところである。

17 公立病院「改革プラン」の実行にあたっては、経営効率化の観点からだけでなく、必要な医療が安定的に提供できる医療提供体制の維持・構築を最優先し、財政支援も含めて、住民の安心・安全、利便性が損なわれないものとする。

【回答】（県民生活部・保健福祉部）

県としては、県内18の公立病院が策定した「改革プラン」が着実に実行されるよう必要な助言を行うほか、新型インフルエンザなどの健康危機管理や災害時の医療拠点としての機能を充実させ、へき地医療の担い手としての役割を果たせるよう、公立病院が行う施設・設備整備を支援していくこととしている。

また、公立病院と地域の医療機関との役割分担と相互連携を支援しており、こうした取組により魅力ある公立病院になることを通じて医師確保の支援を行うこととしている。

なお、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ることを、全国知事会を通じ、国に要望しているところである。

18 過疎地の自立促進を図るために、赤字の路線バスの運行支援、市町村が運営するコミュニティバスや乗り合いタクシーなどの交通サービスへの補助、地域医療の充実などソフト面での支援措置を講ずること。

【回答】（県民生活部・保健福祉部）

赤字の路線バスや市町村が運営するコミュニティバスへの運行支援については、過疎地域に限らず、一定の条件を満たす生活交通路線に対して、国や市町村と連携して補助をしている。

また、中山間地域において、市町村が乗合タクシーなど、地域に適した公共交通の導入を図る場合に車両購入費や試行運行費等を補助している。

なお、国においては、交通基本法（仮称）制定に向けた取組の中で、地域公共交通に対する支援策の抜本的な見直しが検討されており、その動向を注視するとともに、地方の実情を十分反映させた制度となるよう、国に働きかけてまいりたい。

さらに、過疎地域等の医療の確保を図るため、へき地拠点病院が行うへき地診療所等への医師派遣や無医地区等を対象とした巡回診療、社会福祉法人恩賜財団済生会による巡回診療船済生丸の運航などへの支援を行っているところである。

19 おかやま緊急サポートネットワーク（病児・緊急預かり基盤対応整備事業）の「病児・緊急預かり」は、2011年3月で事業が終了するため、今後はファミリー・サポート・センター等で病児・緊急預かりが実施されるよう体制を整える必要がある。

ファミリー・サポート・センター及び当該市町村に対して、万全の準備を進めるように働きかけること。

また、ファミリー・サポート・センターが設置されていない地域においても、子ども預かりや病児・緊急預かり等は全ての住民が受けられるようにすること。

【回答】（産業労働部）

ファミリー・サポート・センターは、地域のニーズや実情を踏まえて市町村が設置、運営しているものである。

「病児・緊急預かり」が、継続して実施されるためには、各市町村がその必要性を十分理解し、ファミリー・サポート・センターをはじめとした子育て支援の拠点施設等において、体制を整備することが必要である。また、市町村間で連携を図り、市町村の枠を超えた広域的なサービスの提供を行うことも必要である。

このため、県としては、現在、病児・緊急預かり基盤対応整備事業を実施している（社）岡山県労働者福祉協議会と連携して、体制の整備について市町村に働きかけているところである。

また、ファミリー・サポート・センター未設置の市町村に対して、設置に向けての気運を高めることなどを目的として、ファミリー・サポート・センター交流研修会を毎年開催しているところであり、今後も子ども預かりや病児・緊急預かり等の必要性への理解を求めていきたい。

20 中小企業勤労者の福利厚生充実のために設立された「中小企業勤労者福祉サービスセンター」に対する国庫補助が、2011年3月末で廃止となる。各サービスセンターは、サービス内容の拡充による会員拡大やコスト削減等で自立化をはかろうとしているが、補助金に頼らない独立運営は容易なことではない。当該市は国庫補助が打ち切られても、暫くの間はサービスセンターへの補助は継続するようであるが、県としても独自の支援を検討すること。

【回答】（産業労働部）

「中小企業勤労者福祉サービスセンター」に対する国から市町村への補助金は経過措置を経て今年度で終了するが、県では、センター職員、設置市の担当者、勤労者互助会職員を対象に「中小企業勤労者福祉サービスセンター・勤労者互助会連絡会議」を開催し、現状や課題等を話し合う機会を設けている。

この会議の中で、会員拡大やコスト削減の方策等についても議論されており、各設置主体において、サービスセンターの自立化についても検討されるものと考えている。

《国土・住宅政策》

21 災害に強いまちづくりを推進するため、「改正耐震改修促進法」(2006年)に定める「2015年までに建築物の耐震化率を少なくとも90%に引き上げる」という目標達成に向け、実効ある耐震改修促進計画を策定すること。また、公共施設(病院・学校)の耐震化や、老朽化した橋梁・上下水道管等の維持管理を適切に推進すること。加えて、耐震改修促進計画の計画期間では、策定状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目処に耐震化の目標等を見直すところがあるが、進捗状況を明らかにするとともに見直す内容について明らかにすること。

【回答】(土木部)

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって地震による被害を軽減するため、県は「岡山県耐震改修促進計画」を平成19年1月に策定し、本計画に基づいて耐震化を促進している。また、平成22年3月をもって、県内の全市町村で「市町村耐震改修促進計画」が策定されている。

県の補助制度を活用した市町村の補助制度は、現在、木造住宅の耐震診断は全市町村、耐震改修は14市町村が創設しており、平成21年度の活用実績は、耐震診断が179件、耐震改修が14件となっている。また、住宅以外の建築物の耐震診断に係る補助制度は12市町が創設しており、平成21年度の活用実績は15件である。

県の耐震改修促進計画の目標等の見直しについては、策定から5年目となる来年度に実施することを目的に、事業進捗状況の検証と、それを踏まえた見直しのあり方の検討を行っているところである。

架設から長期間が経過し高齢化する県管理道路橋梁が増加する中、道路利用者の安全・安心を確保するとともに、維持管理及び更新費用の低減と平準化を図るため、橋長15m以上の橋梁956橋について、平成19年度から平成21年度まで点検を実施し、緊急的な補修を実施するとともに、アセットマネジメントの考え方に基づいた「岡山県道路橋梁維持管理計画」を平成22年8月に策定したところである。

今後、本計画に基づき予防保全的な補修・更新を計画的に実施するとともに、橋長15m未満の橋梁約2,100橋については、本年度より5ヶ年計画で点検を実施することとしている。

下水道管については、国の下水道長寿命化支援制度も活用しながら、必要な点検、調査などを行い、適切な維持管理に努めているところである。

【回答】(保健福祉部)

病院の耐震化については、耐震性の低い建物を有する災害拠点病院等に対し、早急に耐震化整備を行うよう要請するとともに、医療施設耐震化臨時特例基金等を活用し、耐震化整備を行う災害拠点病院等に助成を行うこと等により、医療機関の耐震化を促進することとしている。

県内の水道施設は、昭和30年代から40年代にかけて面的量的な拡張を集中的に行ってきたことから、今後、大規模な施設の更新時期を迎えることになる。

このため、県では、長期的視点に立った計画的な施設更新と資金確保に関する取り組みが重要と考えており、これらの取り組みが、水道事業者において適切に行われるよう、アセットマネジメント(資産管理)の普及に努めているところである。

《参考》アセットマネジメント(資産管理)とは、長期的な視点に立ち、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に施設を管理運営すること。

【回答】(教育庁)

県立学校については、耐震化率は、本年4月1日現在で62.4%(全国の公立高校の平均

は72.9%)となっている。

県教委では、県立学校施設の耐震化率が平成23年度末時点で65%になるよう、平成19年度から5箇年計画で耐震化を進めており、今年度は、19棟の耐震補強工事を実施している。

今後も、緊急性の高い建物の耐震補強工事等に取り組み、計画的・効率的に耐震化を進めていきたいと考えている。

また、市町村立小中学校については、耐震化率が、本年4月1日現在で62.2%（全国の公立小中学校の平均は73.3%）となっている。今後も、設置者である市町村に対し、耐震化に関する技術指導や助言、市町村職員への研修会を行うなど、耐震化が促進されるよう強く働きかけていきたいと考えている。

《交通政策》

22 平成18年6月より違法駐車取り締まりの使用者責任強化と民間委託がスタートし、違法駐車対策として効果をあげているが、岡山市内の高島屋前、ビッグカメラ前、岡山駅前商店街西川入口付近、シンフォニー前では依然としてタクシーの違法駐車が目立ち、客待ちの車列が出来ることが常態化している。恒常的に違法駐車を繰り返している個人タクシー、特定業者への取り締まりを更に強化されたい。

また、違法駐車背景には、規制緩和によりタクシーの台数が増えたにも関わらず、タクシー・ベイが少ないままという現状がある。県として、タクシー・ベイの増設について関係方面へ働きかけを行うこと。

【回答】（警察本部）

違法駐車対策として平成18年6月の道路交通法の一部改正で新しくできた駐車車両確認事務の民間委託制度は今年で4年を経過し、民間事業者による放置違反車両取締りによって、対象地域における違法駐車車両の減少や駐車問題にかかる110番通報の減少等一定の成果が見られているところである。

高島屋前、ビッグカメラ前、岡山駅前商店街西川入口付近、シンフォニー前の客待ちのタクシーを始めとした駐停車違反車両については、定期的に、夜間の集中駐車取締りを実施しており、駐車車両は、現在は減少傾向にある。

今後も岡山駅周辺に限らず、商店街、歓楽街等の危険性、迷惑性の高いエリアにおける駐車取締りを強力に行い、違法駐車車両の排除に向けた指導、検挙活動を継続的に行うこととしている。

さらに、道路交通法（第108条34）の規定による運輸支局等への違反通報により、運輸支局長名で、タクシー事業者に対して事業改善の具体的措置の報告を求める「警告書」が発出されるなど、改善に向けた行政指導も行われているところである。

供給過剰を始めとしたタクシー業に関わる諸問題については、国土交通省が主管するタクシー特定地域協議会（岡山市、倉敷市、津山市）において、その適正化に向けた協議が行われているものと承知している。

タクシーベイの設置を始めとする駐車対策に係る交通規制については、交通の安全と円滑の観点から、道路利用者等の意見・要望等を踏まえた上で、道路管理者と連携を取りながら、道路形状や交通事情等を総合的に勘案して適切に対応していきたい。

23 路面電車の軌道敷内通行禁止やバス専用レーン等の活用により、公共交通機関の定時性を確保することで、自家用車利用と市街地交通機関利用とのバランスの確保をはかる。また、その定着によりLRTの導入空間としての道路利用を推進すること。

【回答】（警察本部）

現在、軌道敷内の一般車両の通行を許可していないほか、バスレーンについては専用あるいは時間制限による優先レーンを設置しており、公共交通機関の定時制確保に必要な措置はとられているものと考えている。

これまでに、軌道敷内やバスレーンの通行に関して、路面電車やバス等の公共交通機関から規制強化の要望は承知しておらず、現状の規制で公共交通機関と一般車両とのバランスは均衡しているものと考えている。

LRT導入へ向けた交通区間の確保については、設置者となる自治体による計画が具体化すれば、道路管理者を交え、必要な交通規制について検討、実施していきたい。

【回答】（土木部）

LRTの導入空間としての道路利用についてのご要望の主旨は、岡山市に伝えてまいりたい。

《情報通信政策》

24 地上デジタル放送への移行時期が間近に迫る中、移行時の混乱を極力回避するための徹底した広報・啓発活動を、民間事業者や市町村と連携して行うこと。また、特に山村地域などの条件不利地域における難視聴を解消するための施設整備や、共聴施設の改修等に要する支援措置を、促進・充実させること。

【回答】（県民生活部）

1 県では、総務省中国総合通信局、県、県内市町村、放送事業者、電気商業組合などを構成員とする「岡山県地上デジタル放送普及連絡会」を活用し、市町村等と連携して共聴組合等に対する説明会の開催や地デジ関連施策等の周知に取り組んでいる。また、県政広報番組等を通じて、県民への広報に努めているところであり、総務省の調査によると、平成22年3月末現在の岡山県の地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は85.5%（全国83.8%）となっている。

2 地上放送のデジタル化に関連する諸施策は、本来、国が責任をもって取り組むべきものであるが、加入世帯数が少ない等の理由により、国の支援を活用しても地元負担が過重となる場合があることから、県では、平成21年度に、市町村と協働して県単独の補助制度を創設し、辺地共聴施設の整備等に係る地元負担の軽減に努めているところである。

《消費者政策》

25 完全施行となった「改正貸金業法」の内容や注意点を知らない一般の利用者は多いと想定できる。県としても改正貸金業法の内容について、広く県民に対し広報活動を行うこと。また、ヤミ金業者の復活が懸念されるため、ヤミ金融撲滅に向けた諸施策を更に強化すること。併せて、既存の多重債務者の支援は、引き続き県・市町村が連携して着実に実行すること。

【回答】（産業労働部）

改正貸金業法の広報活動については、県では、法施行前から説明会の開催や啓発資材の配布などにより改正内容の周知を図ってきたところであり、引き続き国や業界団体と連携しながら、さらなる周知に努めてまいりたい。

【回答】（警察本部）

ヤミ金融事犯については、平成15年から「岡山県警察ヤミ金融事犯集中取締本部」を設置し、取締りを推進するとともに、ヤミ金融に関する相談を受理した際に、業者に対する電話警告や携帯電話の不正利用停止制度の活用、犯罪利用預金口座の凍結依頼等により被害の拡大防止に努めている。

今後とも、関係機関と連携してヤミ金融の撲滅に向けた諸対策を推進する。

【回答】（県民生活部）

多重債務者の支援についてであるが、平成19年4月に策定された国の「多重債務問題改善プログラム」に基づき、全市町村に相談窓口が設置され、これら市町村と県くらし安全安心課、県民局及び県消費生活センターにおいて多重債務に関する相談を受けている。また、弁護士会、司法書士会の全面的な協力を得た「多重債務無料法律相談会」の開催、県及び市町村広報誌等による多重債務者への相談の呼びかけなど、支援に取り組んでいる。

改正貸金業法完全施行や武富士の会社更生手続開始決定があったこともあり、今後とも、引き続き市町村や岡山県多重債務者対策協議会の構成員と連携を密にし、相談体制の充実等、多重債務者の支援を着実に実施してまいりたい。

26 国は昨年9月に消費者庁を発足し、消費者委員会も稼働するなど消費者行政の重要性はますます高まっている。消費生活センターは全市町村が設置するにはたらきかけを行うこと。また、消費者行政活性化計画の進捗状況や地方消費者行政活性化基金の今後の活用について、明らかにすること。

【回答】（県民生活部）

県では、地方消費者行政活性化基金を活用し、市町村の消費生活相談窓口の機能強化等に向けた取組を推進しているところである。

市町村のセンター設置や専門の相談員の配置については、市長会、町村会で、各首長に依頼をするなど、積極的に働きかけを行ってきているところである。

活性化計画の進捗状況や基金の活用については、計画の中で、具体的な数値目標までは定めていないが、平成21年度以降、県では、相談員養成事業による5市町6名の相談員の養成、消費者教育・啓発活性化事業による新聞・ラジオ・テレビ等各種広報媒体を活用した啓発事業など様々な事業に取り組んでいる。また、市町村の消費生活センターの設置や相談窓口への専門の相談員の配置などの取組に対しても積極的な支援に努めており、この事業をきっかけに、笠岡市が消費生活センターを新設したのをはじめ、市町村の専門の相談員の配置も徐々に進ん

できており、県内の消費者行政は、進展しつつあるものと考えている。

これまで、市町村から要望があった活性化事業については、全ての事業に対し満額の補助をしており、基金の取崩期限が1年延長可能とされたことから、引き続き、各市町村の取組を促してまいりたい。

27 「高校生のための消費者教育研修事業」は、研修実施高等学校の拡大のために引き続き支援すること。

【回答】（教育庁）

平成17年度から、(社)岡山県労働者福祉協議会の依頼を受け、「高校生のための消費者講座」の後援を行うとともに、各高等学校に対し周知を図っているところである。

《行政・司法改革》

28 住民自らが地域課題の抽出に取り組み、創意工夫のもと、地域づくりが行われるよう、リーダーとなる人材等の育成等に取り組むこと。
また、住民とのコミュニケーションによる魅力ある地域づくりに向け、職員の資質向上に努めること。

【回答】（県民生活部）

県では、新おかやま夢づくりプランの基本戦略の一つに「教育と人づくりの岡山」の創造を掲げ、将来の岡山を担う人材の育成を目的とした各種施策を推進している。

特に、地域づくりリーダーに関しては、全県域を対象とした「ふるさとづくりももたろう塾」、中山間地域を対象とした「中山間地域リーダー養成講座」などを開講し、現在の地域が抱える課題に先頭に立って取り組む地域リーダーの養成に積極的に取り組んでいるところである。

【回答】（総務部）

県では、多様化する行政ニーズに的確に対応し、協働の県政を進めていくため、職員が地域課題を的確に把握し、住民、NPO等の様々な主体との連携を深めながら、課題を解決していく力を備えていくことが重要であると考えている。

このため、職員研修において、住民との協働や地域活性化のための政策づくりをテーマとした講座や県施策をわかりやすく説明するためのプレゼンテーション講座、施策に対する県民の満足度を高めるための県民サービス向上講座などを設けている。さらに、県民局においても、NPO等の協働の実践者を招き職員向けの講義を行うなど、職員の資質向上に積極的に取り組んでいるところである。

29 岡山県における公共サービス基本条例を制定すること。

【回答】（総務部）

平成21年5月に制定された公共サービス基本法においては、安全かつ良質な公共サービスの確実、効率的かつ適正な実施など、公共サービスの実施等に係る基本理念や地方公共団体の責務等について定められたところであり、県では、法律の制定を受け、各部局に対し、その趣

旨に留意するよう周知したところである。

ご提案の条例の制定については、他県の状況等も参考にしながら、その必要性等も含め研究してまいりたい。

《教育政策》

30 教育委員会は、子どもの成長段階に応じて、働く者の権利やワークルール、労働組合の必要性等、「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育を行うこと。また、参政権や生存権、税や社会保障、食・農業・環境・エネルギー・消費行動等、自立した社会人としての必要な知識・意識を身につけるためのキャリア教育を充実させること。また、小・中・高校の学校教育において、職業意識の高揚をはかる、企業見学等のカリキュラムを充実させること。

【回答】（教育庁）

子どもが働くことへの高い目的意識を持ち、社会人・職業人として自立できるようにすることが重要である。

このため、学校では子どもの成長段階に応じ、企業見学や職場体験、インターンシップ等の体験活動を通して、仕事への夢や目標を持たせたり、各教科や道徳、総合的な学習の時間等の中で、働くことの意義、労働者としての権利や責任、社会と自己の関わりを学習したりすることにより、課題解決能力や望ましい勤労観・職業観を身に付けさせることとしている。

食・農業・環境・エネルギー・消費行動等についても、各教科や総合的な学習の時間の中で学んでおり、また高等学校においては社会人講師を活用して、専門的な知識について学んでいるところもある。

これらの取組を継続するとともに、今後、子どもたちの関心をより社会に向けさせながら、岡山県教育振興基本計画の重点施策の一つに位置づけている、小・中・高等学校の発達段階に応じたキャリア教育の一層の推進に努めることとしている。

31 文部科学省によれば、2008 年度に精神疾患で休職している公立学校教員は5,400人で増加の一途をたどっている。（2001 年度比約2倍）。要因は様々であるが、教育をめぐるストレスの蓄積が背景にあると指摘されているので教職員へのサポート体制と条件整備を行うこと。

【回答】（教育庁）

教職員のメンタルヘルス対策については、公立学校共済組合岡山支部と連携し、ストレス度の自己診断や各種研修の実施、各種相談窓口の設置、円滑な職場復帰・再発予防を目指す復職支援などに取り組んでいる。

今後もこれらの支援を総合的・体系的に行い、教職員をサポートしてまいりたい。

《子育て支援策（ワーク・ライフ・バランス）》

32 「新岡山いきいき子どもプラン」の取り組みの成果、総括について説明していただきたい。また、新たに策定された「岡山いきいき子どもプラン2010」の実現に向けた取り組みを推進すること。また、児童相談所の体制整備、学童保育の充実に取り組むこと。

【回答】（保健福祉部）

「新岡山いきいき子どもプラン」の5年間の計画期間(平成17年度～21年度)には、41項目の目標事業量を設定し、その実現に向けて取り組んできたが、通常保育の子どもの数、ももっこカードの協賛店舗数など13項目で目標事業量を達成し、その他の28項目中19項目で概ね目標事業量を達成するなど一定の成果があったが、県民意識調査結果では、子育て家庭が理想とする子どもの数と実際に予定している子どもの数の差が縮まらないなど、依然として少子化の傾向にある。

また、今年度からスタートした「岡山いきいき子どもプラン2010」を指針として、子どもの幸せの視点に立って、次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することとしている。

児童虐待については、相談対応件数のみならず困難事例も増加しており、業務量に見合った人員配置となるよう、児童相談所の体制強化に努めていきたい。

学童保育(放課後児童クラブ)については、前プランの目標事業量は達成したところであるが、新プランにおいて新たな目標事業量を定め、一層の充実に取り組むこととしている。

33 2011年度から5年計画で策定される「第3次おかやまウィズプラン(仮称)」について、「新おかやまウィズプラン」の検証をもとに引き続き施策や方針決定過程へ女性の参加を促進するポジティブ・アクションを積極的に盛り込む等、実効性を高めること。

【回答】（県民生活部）

県では、平成18年度以来、「新おかやまウィズプラン」に基づき、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであるが、固定的な性別役割分担意識の改善、県・市町村の審議会委員における女性比率の向上や女性消防団員の増加など女性の進出の拡大等の成果があがった一方で、あらゆる分野への一層の男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現などの課題があると考えている。

施策や方針決定過程への女性の参画を積極的に促進することは、男女の意識改革を進め、男女共同参画社会の実現を図る上で、重要であると考えており、現在、策定中の「第3次おかやまウィズプラン(仮称)」においても、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」を新たな基本目標に掲げたほか、県の審議会等委員や一般職公務員・民間企業等における管理職の女性比率等の数値目標を設けたところである。

今後とも、国などと連携し、企業・団体等に対して、積極的な取組が促進されるよう、広報・啓発に努めてまいりたい。